

富山市民病院広告付きデジタルサイネージ設置事業仕様書

この仕様書は、富山市立富山市民病院（以下、「病院」という。）に設置する広告付きデジタルサイネージ（以下、「デジタルサイネージ」という。）設置に関し必要な事項を定める。

1 概要

病院の利用者に対し、病院に関する情報のほか、診療待ち時間の負担軽減に資する各種情報や連携医療機関の基本情報をデジタルサイネージにて配信するもの。デジタルサイネージの設置事業者（以下、「設置事業者」という。）は、これらの情報配信の合間に民間企業等の広告を配信することにより、得られる広告収入を充て情報配信に必要なデジタルサイネージ等の設置及び運営を行う。

2 設置場所

(1) デジタルサイネージ等の機器は病院内の以下の場所に設置する。

- ① ふれあい地域医療センター前 1か所
- ② 1階玄関ホール階段横 1か所
- ③ 1階中央採血室内待合室 1か所

(2) 設置場所は、別紙1「設置予定場所図面」の記載場所を予定しているが、設置事業者が現場確認を行い、病院と調整した上で決定するものとする。なお、設置場所決定に当たっては次の点に留意すること。

- ① 設置日は2週間前までに病院に届出ることとし、事前に承諾を得ること。また、作業に当たっては病院利用者の安全に十分に配慮すること。
- ② デジタルサイネージ等の機器の配線ルート及び配線方法については病院と調整の上決定すること。
- ③ 別紙1「設置予定場所図面」に記載のない既存設備について、デジタルサイネージの機器の設置に伴い、設置事業者による移設等を行う必要があり得ること。

3 貸付期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

4 業務内容

(1) デジタルサイネージ等の機器の設置及び撤去

- ① 設置事業者は、本業務に必要な機器の設置を行う。機器設置に伴う必要な工事は、事前に工事内容を病院に提示し、承諾を得た上で実施すること。
- ② 契約期間終了時における機器の撤去及び原状回復に必要な工事を行う。
- ③ 機器の規格その他詳細は「5 機器の設置場所及び規格等」の記載事項を確認すること。

(2) デジタルサイネージの運用

- ① 配信するコンテンツを管理する。
- ② 配信するコンテンツの内容は「6 配信するコンテンツ」の記載事項のとおり。
- ③ コンテンツの配信時間は「7 配信時間」の記載事項のとおり。
- ④ その他詳細については、病院と設置事業者との協議により決定するものとする。

(3) デジタルサイネージの機器保守

設置事業者が行うデジタルサイネージの機器（以下、「機器」という。）保守の概要は次のとおりとし、事務の履行に当たり必要と考えられる機器保守は記載のない事項であっても実施すること。

- ① 機器の故障や情報を配信するコンテンツに障害が生じ、遠隔からの復旧が困難な場合、病院職員への連絡後、速やかに人員を派遣し状況の把握や復旧に向けた対応を行うこと。
- ② コンテンツの配信時間中、病院職員と電話連絡のとれる体制を構築すること。
- ③ 不特定多数の者が利用することを想定し、機器の保守を行うこと。
- ④ 機器故障等の緊急窓口を設置すること。

(4) 広告の募集及び配信

設置事業者が行う広告の募集及び配信業務の概要は次のとおりとし、記載のない事項については、病院と設置事業者が協議して定めるものとする。

- ① 病院が定める「富山市病院事業広告付きデジタルサイネージの取扱いに関する要綱」及び「富山市病院事業広告付きデジタルサイネージ広告掲載基準」（以下「基準」という。）を遵守し、広告の募集及び配信を行うこと。
- ② 広告の配信は、配信開始予定日の14日前までに広告主及び広告内容を病院に提示し承諾を得ること。
- ③ 配信する広告の内容やその表現について審査する体制を有していること。
- ④ 病院は、基準に従い、事前提示又は配信中の広告主若しくは広告内容が不適切と認める場合は、広告の配信を中止することができるものとする。なお、この場合に病院は、広告主又は設置事業者に対し、一切の賠償の責めを負わない。
- ⑤ 広告の配信に関する苦情等の対応をすること。
- ⑥ 広告内容等に関する責任は広告主及び設置事業者が負うものとし、病院が損害を被った場合は、その損害を補償すること。

5 機器の設置場所及び規格等

(1) ふれあい地域医療センター前（1か所）

- ① 設置可能スペースは高さ2100mm×横2400mmの範囲内とし、既設設備や表示等掲示物が死角とならないよう設置すること。（別紙2 イメージ図 ①）
- ② ディスプレイの画面サイズは55型以上とし、設置可能スペース内であれば、複数台の設置も可能とする。
- ③ 表示装置は自立式床置き型とし、設置方法は病院と設置事業者が協議して決定する

こと。

- ④ 表示装置は病院が有している連携医療機関の基本情報（医療機関名称、診療科目、住所）を表示することができること。
 - ⑤ 病院と連携する医療機関を検索できる仕組みが搭載されていること。
※タッチ機能等によって、直感的に地域や診療科目等を検索できるものが望ましい。
 - ⑥ 照明は内照式、光源はLEDとし、タイマーによる電源の自動投入及び自動遮断を行うこと。
 - ⑦ 表示装置には転倒や破損の防止策を講ずること。
 - ⑧ ふれあい地域医療センターから機器の背面が見えないよう、機器が隣接するガラス面へ目隠しフィルムを設置する等の対策を講ずること。
- (2) 1階玄関ホール階段横（1か所）
- ① 設置可能スペースは高さ 2100mm×横 1000mm の範囲内とし、フレームの角が鋭利とにならないよう加工を施すこと。（別紙2 イメージ図 ②）
 - ② ディスプレイの画面サイズは55型以上とすること。
 - ③ 表示装置は自立式アンカー施工を施すこと。
- (3) 1階中央採血室内待合室（1か所）
- ① ディスプレイの画面サイズは43型以上とすること。
 - ② 表示装置は天吊り式（アーム式）とし、待合席の配置に応じて画面の向きを変更すること。
- (4) その他
- ① 機器の稼働に必要な電源は、病院の設備担当者との事前協議の上、病院の許可を得て設置事業者が費用を負担して設置すること。
 - ② 広告データを配信する際は、病院のネットワーク回線を使用しないこと。必要なネットワーク回線の引き込みは、配信方法等について病院との事前協議の上、許可を得た後設置事業者が費用を負担して行う。
 - ③ 機器の電源入・切は、タイマー等による自動制御又は一括集中管理による外部操作とすること。
 - ④ 地震等の際に転倒又は落下することがないように十分な対策を講ずること。
 - ⑤ 設置及び撤去作業は、病院利用者の安全に十分配慮して行うこと。
 - ⑥ 機器や表示装置は、設置場所の景観に配慮したもの（色が派手でない、厚すぎない、柱からはみ出さない等）であること。

6 配信するコンテンツ

- ① 主に病院及び病院が連携している医療機関に関する情報を配信すること。なお、これらの妨げにならない範囲で民間企業等の広告を配信することができるものとする。
- ② 病院利用者の利便性に資するため、上記に加えて気象情報やニュース等を配信すること。
- ③ 情報や広告が一定時間で自動的に切り替わること。
- ④ 音声を生じさせないこと。（緊急地震速報などの災害に関する情報を除く。）

- ⑤ 民間企業等の広告を配信する場合は、病院に関する情報と区別するとともに、広告である旨を明示し、必要に応じて広告内容に関する責任の帰属に関することや、その他必要事項を注記すること。
- ⑥ 情報や広告の配信内容配信方法は、病院と調整の上で決定すること。
- ⑦ 緊急地震速報など災害に関する情報を配信すること。

7 配信時間

コンテンツの配信時間は、平日の午前7時30分から午後5時30分まで（土日祝日及び12月29日から1月3日を除いた日）とし、なお、外来の利用状況等を勘案し、病院と協議の上で配信時間を変更できるものとする。

8 費用負担

デジタルサイネージ設置及び運営に関する一切の経費は設置事業者が負担するものとする。

(1) デジタルサイネージ設置及び運営に関する経費

- ① デジタルサイネージ機器代（付属品、取付器具、転倒防止品等を含む）
- ② 電源工事、ネットワーク配線等工事費用
- ③ 機器の設置及び撤去費用
- ④ 機器設置に伴う既存設備の移設等費用、機器撤去時の原状復帰費用
- ⑤ 修理、保守・メンテナンス費用
- ⑥ 広告募集に関する費用
- ⑦ コンテンツの作成・更新、情報及び広告の配信に関する費用
- ⑧ その他費用

※ 契約期間中に病院の都合によりデジタルサイネージの設置場所を変更する場合は、設置事業者の責めに帰すべきものを除き、病院が経費を負担するものとする。

(2) 貸付料及び広告料

病院が発行する納入通知書により納付すること。

(3) 光熱水費

設置事業者の負担とする。院内の電源を使用する場合は、機器の仕様により病院が算定した使用料を設置事業者が負担すること。

9 その他

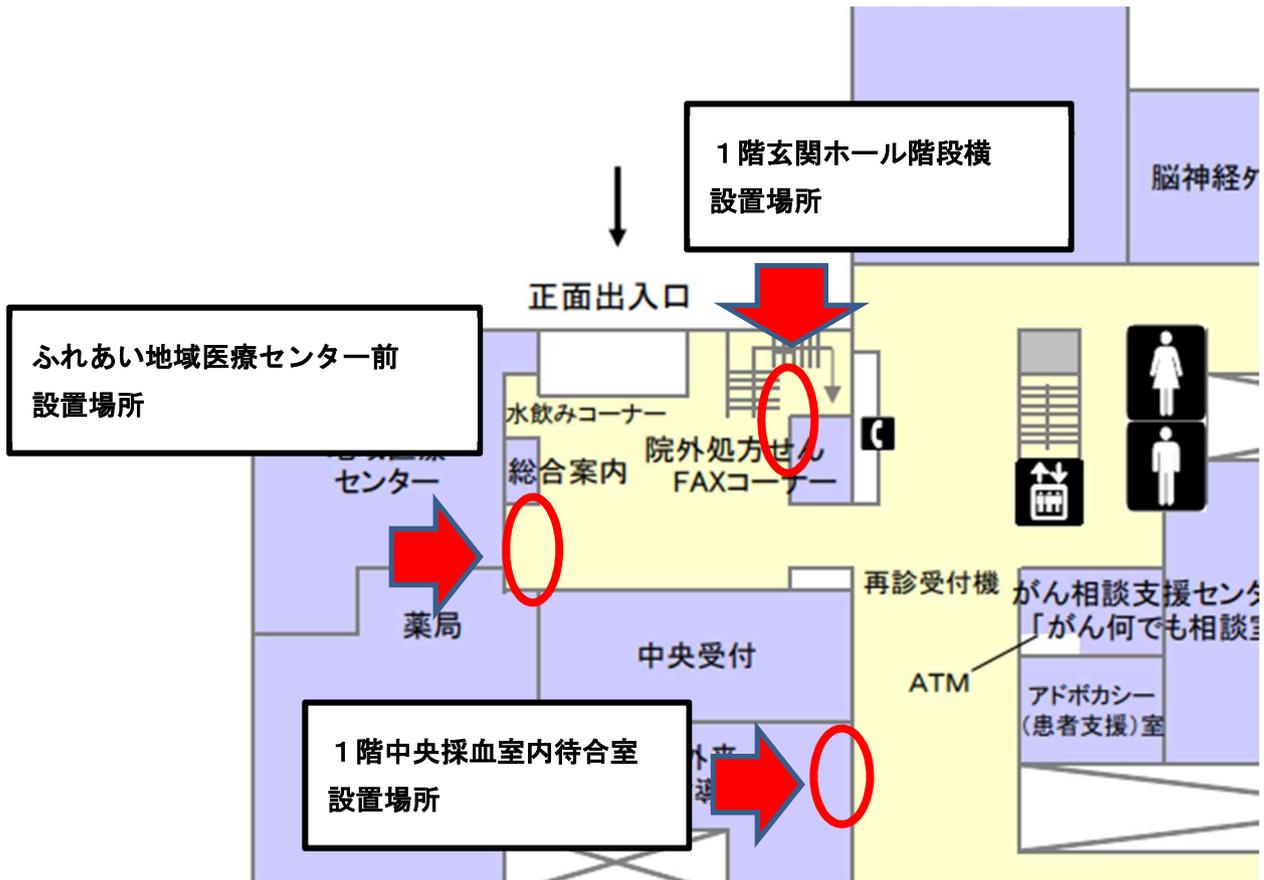
設置事業者が事業の実施に当たり留意しなければならないその他の事項は次のとおりとする。

- (1) 病院から提供された情報は、善良な注意義務をもって管理及び使用し、不要となった場合は適切に破棄すること。
- (2) 業務期間中に知り得た病院に関する情報（病院が提供した情報を含む。）は、一般に公表する情報を除き、第三者に提供又は業務の実施以外の目的に利用しないこと。

- (3) 設置事業者が自らの都合により業務を継続できなくなった場合は、病院の業務に支障とならないように双方が協議の上、契約を解除することができる。
- (4) 契約上の詳細は、病院が定めた契約規定及び契約基準によるほか、仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、設置事業者と病院が協議の上決定することとする。

設置予定場所図面

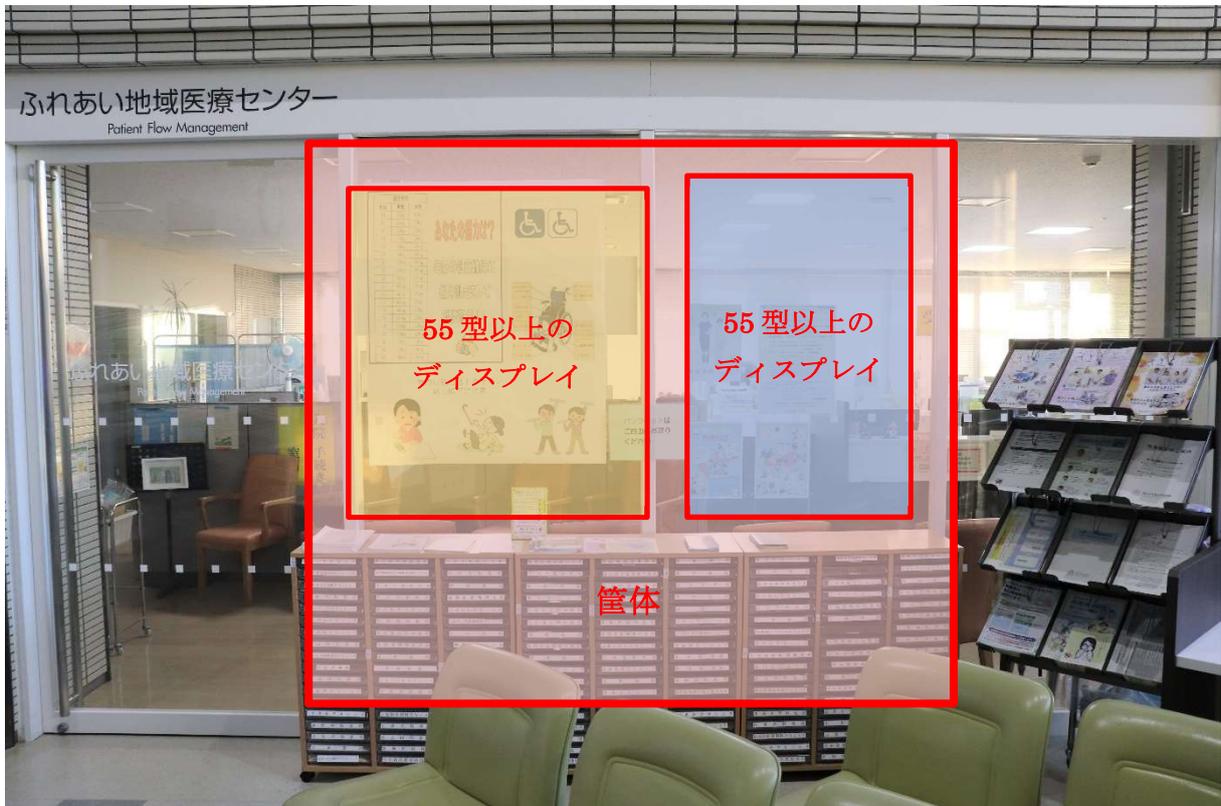
富山市民病院1階



イメージ図 ①

(別紙2)

設置可能スペース内に複数台のディスプレイを設置する例



設置可能スペース内に 1 台のディスプレイを設置する例



